

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 2月18日

【会社名】 株式会社構造計画研究所

【英訳名】 KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 正太

【本店の所在の場所】 東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内

【電話番号】 03-5342-1100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 湯口 達夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内

【電話番号】 03-5342-1100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 湯口 達夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 655,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社構造計画研究所 大阪支社
（大阪市中央区淡路町三丁目6番3号
御堂筋MTRビル5階）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年2月18日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	500,000株	655,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	500,000株	655,000,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,310		100株	平成28年3月10日(木)		平成28年3月10日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社構造計画研究所 財務部	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿1-7-2

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
655,000,000		655,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額655,000,000円のうち、250,000,000円については、平成28年6月期のエンジニアリングコンサルティング事業(防災・耐震・環境評価解析コンサルティング、建築物の構造設計、ソフトウェア開発の企画フェーズに当たる要求定義・基本検討・研究試作業務、製造・物流系シミュレーション、マーケティングコンサルティング、リスク分析、マルチエージェントシミュレーション、交通シミュレーション、構造設計支援システム、移動通信・モバイル・ネットワーク通信システム、製造業向け営業・設計支援システム、最適化・物流システムの開発等)及びプロダクツサービス事業(建設系構造解析・耐震検討ソフト、ネットワークシミュレーションソフト、電波伝搬・電磁波解析ソフト、製造系設計者向けCAEソフト、マーケティング・意思決定支援ソフト、統計解析ソフト、画像認識ソフト、クラウドメールサービス等の販売、及びコンサルティング、教育トレーニング等)における研究開発関連費(次世代の技術開発としての基礎研究活動及び次世代のビジネス開拓としての事業開発活動等)に充当し、405,000,000円については、人件費及び業務委託費等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社当座預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成28年2月18日現在のものです。

株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容

当社が本日開催の取締役会において導入を決議いたしました株式給付信託(従業員持株会処分型)に係る制度(以下、「本制度」といいます。)は、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」に該当しますので、以下本制度の内容を記載します。

当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下、「みずほ信託銀行」といいます。)を受託者とする信託契約(以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を締結します。また、みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(以下、「信託E口」といいます。)は、本信託によって設定される信託口であります。

(1) 概要

本制度は、「構研所員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では2年2ヵ間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、みずほ信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、信託終了時において、当社株式の株価下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、信託E口と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人又は受益者代理人が本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。なお、信託管理人には、当社従業員が就任し、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

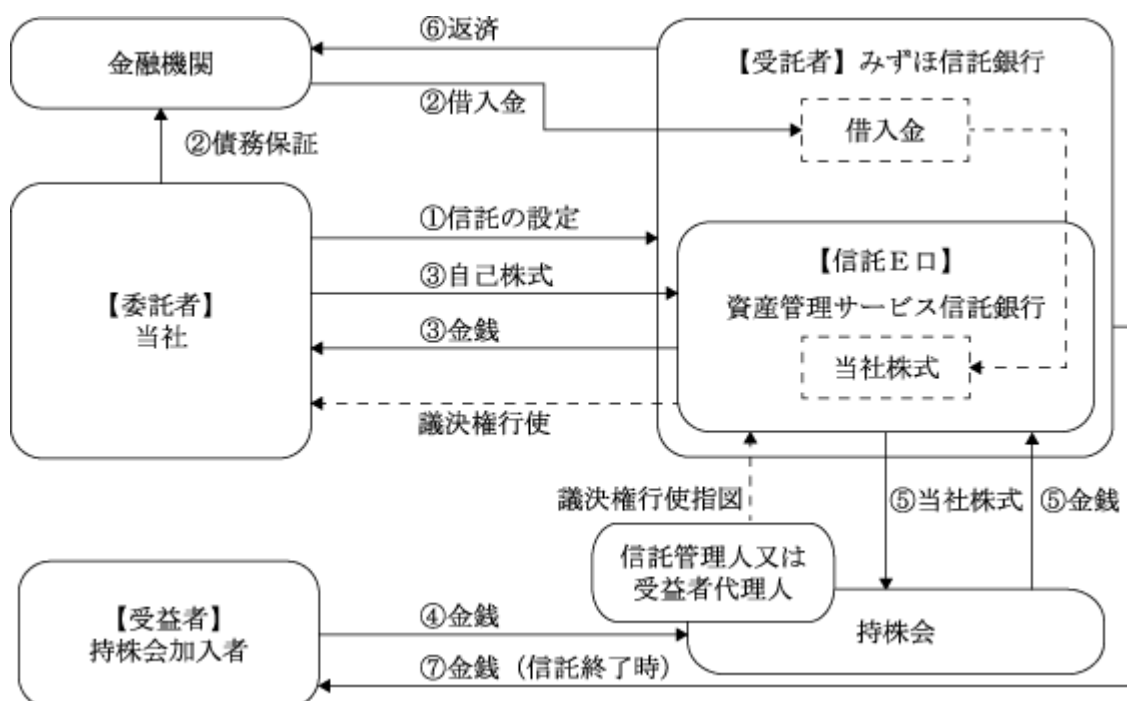
(2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

500,000株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で定める信託終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める受益者確定日において所定の手続の全てを完了している者を受益者とします。

< 本制度の仕組み >



当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。

受託者(みずほ信託銀行)は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(当社は、金融機関に対して債務保証を行います。)

受託者(みずほ信託銀行)は、借入れた資金を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を当社自己株式の第三者割当の方法により取得します。

持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

持株会は、従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。

信託E口の持株会への株式売却代金をもって受託者(みずほ信託銀行)は借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。

本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。

(信託終了時に、受託者(みずほ信託銀行)が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。)

c 割当予定先の選定理由

本制度は、持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度で自己株式の割当を行うことといたしました。今般、当社は本制度の導入にあたり、同種の制度の受託実績や制度導入に至るサポート体制、導入後の事務体制等を、本制度の円滑かつ堅確な導入と運営の観点から総合的に検討した結果、みずほ信託銀行を受託者として選定いたしました。なお、「株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づきみずほ信託銀行は資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を再信託受託者として再信託しますので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が割当先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

500,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、本信託契約に基づき、2年2ヵ月の信託期間内において持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

当社は、割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成28年3月10日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。なお、本信託契約に基づき、本自己株式処分により割当てられた株式は、毎月定期的に処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)から持株会に譲渡されることになっております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、本信託の受託者からの信託金によって払込みを行う予定である旨を締結予定の株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書の草案により確認しております。当該信託金については、本信託の受託者が貸付人からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先 : 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)

借入人 : みずほ信託銀行株式会社

保証人 : 当社

貸付人 : 株式会社みずほ銀行(655,000,000円)

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人又は受益者代理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。なお、信託管理人又は受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社(以下、「当社等」といいます。)の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の子親等内の親族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成28年2月17日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,310円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しております。

処分価額1,310円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヵ月間の終値平均1,327円(円未満切捨)に対して98.72%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均1,348円(円未満切捨)に対して97.18%乗じた額であり、同直近6ヵ月間の終値平均1,353円(円未満切捨)に対して96.82%乗じた額となっております。以上を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分数量は、2年2ヵ月の信託期間中に持株会が本信託より取得する予定数量に相当するものであります。本自己株式処分の対象となる株式数500,000株は、本届出書提出日現在の発行済株式総数6,106,000株に対し8.19%(小数点第3位を四捨五入)、その議決権数の割合が9.80%(小数点第3位を四捨五入。平成27年12月31日現在の総議決権数46,008個に本自己株式処分の対象となる株式に係る議決権数5,000個を加算した合計51,008個の議決権数を母数として計算しています。)となります。

当面は、本信託のスキームにより本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられないこと及び本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がることから、本自己株式処分による株式の希薄化の規模は合理的と判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
資産管理 サービス信託 銀行株式会社 (信託E口)	東京都中央区晴海一丁目 8番12号晴海トリトンスク エア タワーZ			500	9.80
服部 正太	東京都品川区	491	10.68	491	9.64
株式会社南 悠商社	東京都港区虎ノ門4丁目 1-35	490	10.65	490	9.61
合同会社 Astiインベス トメント	東京都千代田区丸の内3 丁目1番1号 東京共同会 計事務所内	380	8.28	380	7.47
株式会社り そな銀行	大阪府大阪市中央区備後 町2丁目2-1	200	4.35	200	3.92
富野 壽	神奈川県茅ヶ崎市	195	4.25	195	3.83
有限会社構 研コンサルタ ント	東京都品川区上大崎1丁 目7-3	115	2.51	115	2.26
阿部 誠允	東京都武蔵野市	90	1.97	90	1.77
三吉 健滋	東京都小平市	62	1.37	62	1.23
日本マス スタートラスト 信託銀行株式 会社(役員株 式報酬信託 口・7571 6口)	東京都港区浜松町2丁目 11番3号	56	1.24	56	1.11
計		2,083	45.28	2,583	50.64

(注) 1. 平成27年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社保有の自己株式1,504,528株(平成27年12月31日現在)は割当後1,004,528株となります。なお、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本自己株式処分による自己株式の減少を織り込んだ割合となっています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第57期有価証券報告書及び第58期第2四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第57期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年9月14日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成27年9月10日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月10日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金40円 総額184,058,880円

ロ 効力発生日

平成27年9月11日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、責任限定契約の締結対象が拡大されたことに伴い、取締役及び監査役の責任免除の規定につき所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、服部正太、阿部誠允、澤飯明広、湯口達夫、山岡和馬、渡邊太門、荒木秀朗、水野哲博及び荒川弘熙を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、杉本彰、黒木弘聖及び樋口哲朗を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	36,175	72	0	(注) 1	可決 99.51
第2号議案 定款一部変更の件	36,183	65	0	(注) 2	可決 99.54
第3号議案 取締役9名選任の件					
服部 正太	36,178	70	0	(注) 3	可決 99.52
阿部 誠允	36,177	71	0		可決 99.52
澤飯 明広	36,178	70	0		可決 99.52
湯口 達夫	36,177	71	0		可決 99.52
山岡 和馬	36,177	71	0		可決 99.52
渡邊 太門	36,173	75	0		可決 99.51
荒木 秀朗	36,177	71	0		可決 99.52
水野 哲博	36,177	71	0		可決 99.52
荒川 弘熙	36,173	75	0		可決 99.51
第4号議案 監査役3名選任の件					
杉本 彰	36,179	69	0	(注) 3	可決 99.52
黒木 弘聖	36,179	69	0		可決 99.52
樋口 哲朗	36,179	69	0		可決 99.52

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成28年2月18日提出臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は平成28年2月18日開催の取締役会において第三者割当による自己株式処分について決議いたしました。このことにより主要株主の異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 服部 正太
株式会社南悠商社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

服部 正太

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,915個	10.68%
異動後	4,915個	9.64%

株式会社南悠商社

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,900個	10.65%
異動後	4,900個	9.61%

- (注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成28年2月12日に提出した第58期第2四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の総株主の議決権の数(46,008個)を分母として計算しております。
2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、上記1.の議決権の数(46,008個)に自己株式処分の対象となる株式に係る議決権数5,000個を加算した合計51,008個の議決権数を分母として計算しております。
3. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年3月10日(木) (予定)

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額	1,010,200千円
本報告書提出日現在の発行済株式総数	6,106,000株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第57期)	自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日	平成27年9月11日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第58期第2四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年9月11日

株式会社構造計画研究所
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 中 村 明 彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩 尾 健 太 郎
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社構造計画研究所の平成27年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社構造計画研究所が平成27年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社構造計画研究所
取締役会 御中

PWCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村明彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩尾健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第58期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年7月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。